

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、別表記載の広島市立学校（以下「施設」という。）の所定場所に置いてある給食残菜及びその他の生ごみを収集し、施設の正常な運営を確保するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 作業内容

ア 各施設の所定場所に置いてある給食残菜及びその他の生ごみ等を取り残さないように収集する。

イ 収集したごみは、広島市の処理施設へ搬入すること。

(2) 収集回数及び収集日等

ア 給食実施期間中、毎日収集する。年間の限度回数及び月別給食実施予定日数は別紙のとおり。

イ その他、あらかじめ指示したときは、施設又は発注者の指示により収集を実施又は、中止する。

ウ 収集は、平日の午前8時30分から午後4時45分までの間に行うこと。（ただし、施設が前記以外での収集を認めた場合を除く。）

エ 業務の実施に当たっては、収集日・収集時間を各施設と協議・調整すること。

2 業務実施上の留意事項

(1) 当該業務が教育施設の維持管理業務であることを認識し、業務の履行に当たっては施設管理者（学校長）及び発注者の指示を遵守する。

(2) ごみ等の収集・運搬に当たっては、施設関係者及び通行人等に危険を及ぼさないように注意する。

(3) 収集物が飛散したり、汚水が流出しないよう迅速丁寧に行うこと。

(4) 業務の実施に当たっては、広島市の承認した車両を使用すること。

3 報告

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従事者の氏名等及び使用車両については報告することともに、その承諾を得なければならない。

報告内容に変更があった時も、同様とする。

(2) 受注者は、各学校長（学校長が不在の場合は教頭）の確認印を受けた完了届を添付したうえで、委託業務実施報告書を月ごとに翌月の10日（3月分については、3月27日）までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(3) 受注者は、委託業務実施報告書の記載内容（収集数量等）を漏れなく記入すること。

4 その他

収集に必要な有料指定袋は、全て施設が負担する。

別 表

学 校 名		所 在 地
小 学 校		
中 区	広島市立白島小学校	広島市中区西白島町 2 6 - 3
	広島市立基町小学校	広島市中区基町 2 0 - 2
	広島市立幟町小学校	広島市中区幟町 3 - 1 0
	広島市立袋町小学校	広島市中区袋町 6 - 3 6
	広島市立竹屋小学校	広島市中区鶴見町 8 - 4 9
	広島市立千田小学校	広島市中区東千田町二丁目 1 - 3 4
	広島市立中島小学校	広島市中区加古町 1 0 - 8
	広島市立吉島東小学校	広島市中区吉島東三丁目 2 - 7
	広島市立吉島小学校	広島市中区吉島西三丁目 4 - 6 0
	広島市立本川小学校	広島市中区本川町一目 5 - 3 9
	広島市立神崎小学校	広島市中区舟入中町 1 - 3 6
	広島市立舟入小学校	広島市中区舟入南二丁目 9 - 4 8
	広島市立江波小学校	広島市中区江波南二丁目 2 - 5 3
南 区	広島市立荒神町小学校	広島市南区西蟹屋三丁目 7 - 2 7
	広島市立大州小学校	広島市南区大州五丁目 1 0 - 1 2
	広島市立青崎小学校	広島市南区青崎一丁目 1 5 - 5 1
	広島市立段原小学校	広島市南区的場町二丁目 4 - 1 9
	広島市立比治山小学校	広島市南区上東雲町 2 8 - 2 8
	広島市立皆実小学校	広島市南区皆実町一丁目 1 5 - 3 2
	広島市立翠町小学校	広島市南区翠四丁目 1 0 - 1
	広島市立大河小学校	広島市南区旭一丁目 8 - 1
	広島市立黄金山小学校	広島市南区北大河町 3 5 - 1
	広島市立仁保小学校	広島市南区仁保新町二丁目 8 - 3 0
	広島市立楠那小学校	広島市南区楠那町 5 - 7
	広島市立宇品東小学校	広島市南区宇品東七丁目 1 1 - 8
	広島市立宇品小学校	広島市南区宇品御幸四丁目 5 - 1 1
	広島市立元宇品小学校	広島市南区元宇品町 7 - 1 0
	広島市立向洋新町小学校	広島市南区向洋新町一丁目 6 - 2
		2 8 校

【給食残菜収集実施限度回数】

小学校 5, 6 2 8回

【月別給食実施予定日数】

区分	給食実施予定日数
4月	1 4
5月	2 0
6月	2 1
7月	1 4
8月	4
9月	2 0
1 0月	2 2
1 1月	1 8
1 2月	1 7
1月	1 7
2月	1 8
3月	1 6
合計	2 0 1